

「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」 の策定について

村 民 各 位

湯川村教育委員会

日ごろより、本村の教育行政に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

教育委員会では、湯川村の将来を担う子どもたちの学習環境を整備するため、「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」の策定を進めてまいりました。

このたび、村民の皆様からお寄せいただいたパブリックコメントの結果を踏まえ、本方針を策定いたしましたので、以下のとおりご報告いたします。

記

1. パブリックコメントの結果について

- ・皆様からいただいたご意見と、それに対する村教育委員会の考え方をまとめました（別添資料「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針（案）」に対する意見について」のとおり）。
- ・いただいたご意見は、今後の方針推進や具体的な学校づくりの参考とさせていただきます。

2. 基本方針の主な内容

- ・教育委員会としての基本方針
- ・湯川村立小・中学校に関する基本的な考え方
（「小中一貫型の学校（施設一体型）」とし、令和12年（2030年）4月の開校を目指します）
- ・学校新設にあたっての配慮事項について
（「通学路の安全確保やスクールバスの導入などを検討します」）
- ・開校までの進め方について

3. 今後の進め方

- ・今後は本方針に基づき、新校舎の設計や湯川村ならではの魅力ある教育活動の検討を進めてまいります。
- ・本方針の円滑な推進にあたり、村民の皆様には引き続き特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4. その他

- ・村ホームページにも掲載しております。なお、次のQRコードからご覧いただくことができます。



「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針（案）」に対する意見について

・提出された意見の概要及び当該意見に対する教育委員会の考え方

	意 見 の 概 要	意 見 に 関 す る 教 育 委 員 会 の 考 え
1	p.1「Ⅰはじめに」の冒頭；「本村では、第五次湯川村振興計画」において、～小学校の統合を目指して検討を進めてまいりました」とあるが、実際はこの期間は迷走してきたと言うことの方が適切ではないか。第五次湯川村振興計画スタート当初からの八年間の貴重な時間を無為に過ごしたことに對する教育委員会の評価を聞きたい。	平成 28 年度からの第五次湯川村振興計画で「～小学校の適正規模、小中一貫教育などの検討を図りながら、～学校施設の環境整備の充実を推進します」と述べております。「小学校の在り方『庁内検討会』」、「小学校のあり方について意見を聞く会」を経て、令和 6 年度に「小学校のあるべき姿検討委員会」で「小学校の統合を目指す」方向性が示されるまで 8 年間で費やされました。この間に人口や児童生徒数の減少を含め、教育情勢が大きく変わりました。「無為に過ごした」のではなく、様々な立場の方からご意見をいただきながら「統合」の方向性に至る上で必要な期間だったと捉えております。
2	p.1「Ⅰはじめに」②；湯川村立小学校のあるべき姿について、なぜ、検討委員会からの報告に留まり、教育委員会としての公式見解を表明しないのか。定例議会での教育長答弁では、2月6日の教育委員会定例会で「アンケート調査結果と検討委員会報告書について分析・評価し、考察した」としているが、未だにその公式見解を公表できない理由と「基本方針(案)」に記載されないことについて説明してほしい。	教育委員会は「小学校のあるべき姿検討委員会」の報告書をアンケート調査結果を分析しながら検討いたしました。そして、報告書の内容が本村が目指す小学校の姿であると評価をし、教育委員会として報告書を公開しました。教育委員会ではこの検討委員会の報告書及び教育委員会としての分析・考察をもとに基本方針を策定し、基本構想、基本計画の策定と進めてまいります。なお、終わりの文章を「～尊重しながら、設置形態を『小中一貫型の学校』という案にまとめ、この基本方針を策定しました。」と修正いたします。
3	p.5「Ⅱ検討委員会による検討内容」；ここでの「1校に統合することが適切」との結論は検討委員会の結論であり、教育委員会の結論であるとは言いがたい。教委員会としての見解として「1校に統合することが適切」であることを記すべき。	この部分は、小見出しのとおり「検討委員会による検討内容」について述べたものです。 なお、検討委員会の報告をふまえ、教育委員会として検討した結果をまとめたものが、この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」となります。
4	p.5「Ⅲ報告を受けての基本方針」；「検討委員会からの報告を尊重し」とあるが、「教育委員会の検討内容を受けての基本方針」	この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」が、教育委員会として検討した結果であり、方針となります。

	とすべきではないか。	
5	p.5「Ⅲ3 地域と学校のつながりについて」；「地域と共にある学校」との表記があるが、中央教育審議会や文部科学省の指針にあるように「地域とともにある学校」と表記すべきではないか。	誤表記でした。ご指摘のとおり、「地域とともにある学校」と修正いたします。
6	p.5~6「Ⅲ5 2校存続を希望する子どもたちの気持ちの重視について」； どのような結果が出ても尊重すると教育長は言明していたが、「統合を望まない」という多数の意見を尊重することなく、現場の先生方に対応を一任する考え方に違和感を覚える。統合しないで進めるビジョンも検討することが必要だったのではないか。	小学生へのアンケート結果は、「合わさって1つの小学校になった方がいい」が36%、「2つの小学校のままだいい」が53%、「わからない」が11%でした。「子どもたちの意見を尊重する」ことは、単に数値的な結果のみを重視するのではなく、「子どもたちがどんなことを望んでいるか」ということをしっかりと受け止め、その気持ちに応えるために具体的な対応策を講じることだと考えます。「2つの小学校のままだいい」と答えた理由として多かったのが、「人数が少ないほうがおちついて勉強や生活ができる」、「人数が少ないほうがたくさん教えてもらえる」でした。子どもたちは、おちついた環境の中でたくさん学んだり、友達と遊んだりしたい、先生に声をかけてもらいたいと願っています。子どもたちのこれらの願いに応えることができるように、また、人数が多くなることに伴う不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童生徒理解及び具体的な指導援助を積極的に行ってまいります。 ご指摘をいただいた部分について、「～アンケート結果からわかりました。」以下を次のとおり修正します。また、このⅢ-5部分の「子どもたち」という文言について、対象を明確化し「児童」に修正します。 「児童は人数が多くなることに對して様々な不安を感じているのだと思います。 児童は、おちついた環境の中でたくさん学んだり、友だちと遊んだりしたい、先生にたくさん声をかけてもらいたいと願っています。児童のこれらの願いに応えることができるように、また、様々な不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童理解及び指導援助に積極的にあたり、湯川村の未来を担う児童を育てていきます。」
	a.6「Ⅳ1 統合小学校の形態（一条校の種類）について」；	①一条校とは、学校教育法第1条に定められている学校のことで、幼稚園・小

7	①一条校は「小学校」「中学校」「義務教育学校」の3つの区分されるものと解する。「小中一貫教育校を目指す」と言うことは、「義務教育学校」の設置を目指すということにならないか。学校教育法の改正により、「小中連携教育校」と「義務教育学校」の2つに区分されたのではないか。 ②小中学校の設置形態については、「学校整備委員会（仮称）」で決定するとあるが、本来、小中学校の設置（学校体系及び形態等）にかかる判断は教育委員会が決定するものとする。決定に際し、どの時点で教育委員会の意志が反映するのか。なお、「学校整備委員会（仮称）」の報告を受けた後、事後に教育委員会が「基本構想」の確定の際に決定するのであれば、「決定する」との表現は適切ではないと考えるが、いかがか。	学校・中学校・高等学校・大学・特別支援学校・高等専門学校、小中一貫の義務教育学校・中高一貫の中等教育学校など国が定める基準を満たしている学校のことです。 小学校統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指したいと考えますが、「義務教育学校」か「小中一貫型小学校・中学校」かについては、今後設置される「学校整備委員会（仮称）」で検討し、教育委員会で決定してまいります。「小中一貫型の学校」にすることにより、中1ギャップの予防や学力向上、豊かな人間関係の構築を図るとともに、湯川村ならではの魅力的な教育活動を創出してまいります。 ②ご指摘いただいた、『今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を決定していきます。』について、『学校の形態については、今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を検討いただき、教育委員会で決定していきます。』に修正します。
8	p.7「IV2学校の新設・改装について」；「ゆがわっ子育てプラン」の方針は保幼小中の連携教育の体系化を目指すものであったと認識しているが、保幼小中一貫教育体系としてのビジョンが「基本方針」に示されていないのはなぜか。	この基本方針は、小学校2校の統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指すものです。 「ゆがわっ子育てプラン」は、保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育ビジョンで、保・幼・小・中の連携について示したものです。小学校が統合し、さらに小中一貫型の学校になっても、この教育ビジョンを引き継いでいきたいと考えております。「小中一貫型の学校」になることにより、これまで以上に保・幼と連携して15年間をつなぐ教育活動を推進し、「湯川村が大好きなゆがわっ子」の育成を目指してまいります。
	p.7「IV4特色ある教育の創出」； ①(1)から(3)までの各項目で小学校を主体とした方向性を示しているが、保育所、幼稚園、放課後児童クラブには一言も触れて	①この基本方針（案）は、笈川小・勝常小が統合して1つの学校になり、さらに小中一貫型の学校になって、湯川村ならではの「特色ある教育」を創出する

9	いない。小学校にのみ重きを置いて教育の方向性を示しているようで、「施設一体型」の小中一貫教育校に対して整合性がとれていない。保育所・幼稚園については「認定こども園」として組織の再整備・再編制も視野に入れた検討結果を明記すべき。放課後児童クラブについても、令和11年度以降の運営ビジョンを明記すべき。教育の対象となる子どもたちが「児童」のみの表現になっており、本文全体をとおして一貫性がない。 ②この項は地域と学校の在り方を目指す方針の表明であると理解するので、新設される学校のコミュニティ・スクールの運営ビジョンに言及することを提案する。学校運営協議会と地域学校協働活動本部の連携・協働の関係が明確に表現されることになり、「湯川村が大好きなゆがわっ子」の育成につながるのではないかな。	ことについて述べたものです。保育所、幼稚園、放課後児童クラブに関しては、この後の基本構想の中で示してまいります。なお、本村では保育所・幼稚園共に待機児童が0人であること、現在の施設での保育・幼児教育を適切に行うことが十分に可能であることから、認定こども園の設置については考えておりません。 ②ご指摘いただいた部分について、「学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働により、」と修正します。 *4(3)冒頭の「児童一人一人の～」を、「児童生徒一人一人の～」と修正いたします。
10	p.8「V1 児童に対する配慮」；このたびの学校新設は、二つの小学校の単なる統合ではなく、施設一体型の保・幼・小・中の一貫教育校を目指すのではないかな。幼児・園児・児童・生徒及び保護者に対する配慮事項を明確にすることを求める。	施設一体型となるのは小学校と中学校のみです。小学校が統合し小中一貫型の学校となった後も、保育と幼稚園教育はそれぞれ現在の保育所と幼稚園で行われます。保育所、幼稚園、新設される小中一貫型の学校の3施設は、それぞれ独立した施設となりますが、「ゆがわっ子育成プラン」に基づいて保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育を推進してまいります。 *「V1 児童に対する配慮」を「V1 児童生徒に対する配慮」と修正します。また、研究会や研修会の開催に加えて、学力テストや諸調査、様々なケースへの対応等にも教育委員会として積極的にかかわるとともに、こども家庭センターとも連携して対応することを明記します。
	p.8「V2 通学に関する配慮」； ①スクールバスの導入の予定について、国の定める基準の4kmではなく、「2km以上」とした理由は何かな。	①湯川中学校と施設一体型となるので、国の定める「4km以上」ですと、村内に該当する集落はありません。小学校低学年の児童の体力や集団登校時の協調性等を考慮すると、徒歩通学は現在の笈川小学校・勝常小学校の最長の通学距離（道のり）までと考えて、およそ「2km」としました。

11	②2 km は通学路の実測距離か、学校を中心とした同心円か。さらに、該当する集落は何力所になるのか。 ③小学生だけで、中学生や幼稚園児は対象にはならないのか。 ④登校の際には問題にならないと思うが、下校に際しては学年等によって 下校時刻を一律にできないことが懸念されるが、この点についての検証 結果を示してほしい。 ⑤スクールバスは直営か業務委託か。配車台数や最大乗車時間等の検討結果を聞きたい。 ⑥スクールバス導入に係るメリット・デメリットについて聞きたい。	②スクールバス導入範囲は、今後検討してまいります。 ③スクールバスの対象は小学生だけです。中学生や幼稚園児は、現在と同様の通学方法となります。 ④下学年と上学年に分けて下校することを想定しています。 ⑤今後検討してまいります。 ⑥スクールバス導入のメリットは、児童の安全・安心です。夏季の熱中症や悪天候、危険な動物や不審者等への不安を解消することができます。デメリットとしては、児童の体力低下が懸念されることやバスの維持管理費及び運転手雇用に係る経費が必要になることなどが挙げられます。
12	p.8「IV3『むらづくり』政策との連動について」； ①具体的にはどのような「むらづくり」政策と連動して検討してきたのか。第五次湯川村振興計画及び湯川村第2期まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略、湯川村過疎地域持続的発展計画等のどのような計画項目と連動した検討を重ねてきたのか。また、今後どのような計画項目と連動する必要があるのか。具体的な項目をあげて示してほしい。	①第五次湯川村振興計画（平成28年度～平成37年度）では「～ 小学校の適正規模、小中一貫教育などの検討を図りながら、～学校施設の環境整備の充実を推進します」とあります。また、湯川村第2期まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略には「～小中一貫・義務教育学校など新たな教育体制の検討を図りながら～」とあります。湯川村過疎地域持続的発展計画にも「小学校の適正規模、適正配置の検討を進め、学校施設の環境整備の充実に努める」とあり、これらを受けた検討を進めてまいりました。今後は第六次湯川村振興計画の「むらづくりの基本理念」を柱とした取組を検討してまいります。ICTを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」及び県の第7次総合教育計画が掲げる「学びの変革」や「学校の在り方の変革」に取り組みな

	②「近隣市町村と連動した移住促進政策等等」とはどのような政策・施策なのか。 ③統合に反対する意見をもつ村民の心情に寄り添ったコメントや見解を読み取ることができない。反対意見も尊重しながら、統合の必要性の理解を促す努力が必要だと考える。このためにも「教育委員会の検討内容」に置き換えた視点での「基本方針」にすべきではないか。	がら、多様化する教育内容や安全対策にも適切に対応でき、湯川村ならではの魅力ある教育活動が展開できる学校づくりを進めてまいります。 ②方向性や具体的な中身については、今後検討してまいります。 ③教育委員会として検討いたします。
13	p.9「Ⅵ開校までの進め方について」；「小学校の整備に向けた事業」というのは単に2つの小学校を統合するだけではなく、新たな村立の保・幼・小・中の一貫教育を目指す学校の設置だったはず。このことから委員会や事業スケジュールの呼称については再検討すべきではないか。	この基本方針は、小学校2校の統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指すものです。湯川村として保・幼・小・中をつなぐ教育をこれまで同様に推進してまいります。本件では保育所や幼稚園を含めた一貫教育までは想定しておりません。
14	p.10「Ⅶまとめ」；まとめの冒頭文からは、小学校の整備に向けた作業の目的が「複式学級の解消を目指す」ということに尽きるように思われる。教育委員会の責任として「未来につなぐ持続可能な教育環境の整備」という命題を第一義的な目的として表明し、「基本方針」の柱として掲げなければならないのではないか。「教育環境の整備と教育の質の向上を図りながら、次世代を担う人材の育成に向けて邁進」していけるのか疑問である。	「複式学級の解消」は、小学校を統合する最も大きな目的のひとつであり、早急に統合を進めなければならない理由です。現在の笈川小学校・勝常小学校の校舎の老朽化も大きな課題です。ICTを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」等、多様化する教育内容や安全対策にも適切に対応するとともに、湯川村ならではの魅力ある教育活動を創造・展開し、次世代を担う人材を育成していくために必要な教育環境の整備を進めてまいります。
	※「パブリックコメント」の実施について； ①意見公募期間が年末年始期間（9日間）を入れて25日間と短期間だった。「村民に寄り添った行政、透明性の確保された行政、村民参加の推進による行政」等を標榜するのであれば「湯川村の	①統合小学校開校までのスケジュールから、パブリックコメントの公募期間を1月7日までとしました。年末年始期間が含まれての25日間でありましたが、村民の皆様から十分にご意見を募集できる期間と考えました。

15	休日定める条例第1条第3号」の6日間くらいの日数を延長すべきではないか。これで本当に「住民参加の推進が図られた行政」と言えるのか。 ②今回の意見公募手続きは「行政手続法の適応は必要としない」としているが、総務省では適用除外で実施される任意の場合であっても「行政の透明性を確保するために、事実上『法に準じた扱い』をすることが標準的」としている。地方公共団体の場合には当該法に準ずるか自治体独自の条例や要綱を制定し、それに基づいて運営するのが一般的であるが、湯川村のように要綱を持たない自治体では、当該法や福島県の要綱を準用して実施するのが妥当ではないか。なお、当該法や県の要綱を準用すれば、意見公募手続き実施の公募の際の「基本方針（案）」の公開の手法、意見公募期間の設定は、当該法や県の要綱のガイドラインにはそぐわない。	②パブリックコメントの公募に当たっての「基本方針（案）」の公開については、集落内での回覧にかなりの日数がかかることが見込まれることから、村のHPから、または役場においていただいて入手していただくことにいたしました。パブリックコメントの募集の際には十分な期間を確保するとともに、村民の皆様にしかりと「案」を見ていただけますよう公開の方法を工夫改善してまいります。
16	p.5「2行目」；検討委員会の検討した結果」とあるが、教育委員会の検討結果を公表すべきである。	この部分は、小見出しのとおり「検討委員会による検討内容」について述べたものです。 なお、この基本方針が、教育委員会としての検討結果・方針です。
17	p.6「13行目」；」「15年間をつなぐゆがわっ子育成プランの視点から」とあるのであれば、0歳～15歳までの保育所・幼稚園・小学校・中学校・児童クラブをプラスした統合であるべき。	「ゆがわっ子育成プラン」は、保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育ビジョンで、保・幼・小・中の連携及び一貫教育体系について示したものです。施設の統合について示したものではありません。統合小学校になってもこの教育ビジョンは変わりません。「小中一貫型の学校」になることにより、これまで以上に保・幼と連携し、湯川村の子どもたちの自己実現を目指した15年間をつなぐ教育活動を推進できるようになると考えております。
18	p.7「1行目」；「令和12年度4月1日開校」とあるが、上記のような学校施設を作れるのか。	基本方針策定後、教育委員会で基本構想素案を提案、統合小学校整備委員会（仮称）で検討いただき、教育委員会で基本構想を固めます。以後、基本計画・基本設計と合わせて文化財試掘を行い、実施設計、建設工事と進めていきます。

	す。湯川村ならではの魅力ある教育活動を推進できる学校施設を建設・整備できるように、教育委員会と関係者で知恵を出し合い、創意工夫をしながら、令和12年4月開校を目指します。
--	---

湯川村立小学校の整備に向けた 基本方針

令和8年2月

湯川村教育委員会

I	はじめに	2
II	湯川村立小学校の現状と検討委員会における検討内容	2
III	報告を受けての基本方針	5
IV	湯川村立小・中学校に関する基本的な考え方	6
V	学校新設にあたっての配慮事項	8
VI	開校までの進め方	9
VII	まとめ	10

I はじめに

本村では、「第五次湯川村振興計画」及び「湯川村第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」において、小学校の適正規模・適正配置や小中学校間の連携強化、義務教育学校など、将来の学校教育のあり方について検討の必要性が問われてきました。また、老朽化が進む教育施設についても、今後の活用方法を十分に考慮した改修工事等を課題としてあげており、基本的な方向として将来の児童生徒数の推移や施設の老朽化等を踏まえ、小学校の統合を目指して検討を進めてまいりました。

令和4年度に「小学校のあり方について意見を聞く会」を設置し、2年間をかけて「小学校のあり方」についての議論を更に深める必要があることが示されました。また、令和5年12月に開催された「湯川村総合教育会議」では、村長から小学校統合に係る意見を聞く機会を設け、今後の湯川村立小学校の理想像及び「あるべき姿」を検討したい意向が示されました。

令和6年7月に「小学校のあるべき姿検討委員会」（以下「検討委員会」）を立ち上げ、教育長から以下の2つについて、調査、検討を進めるよう依頼しました。

- 1 湯川村立小学校の適正規模・適正配置について
- 2 湯川村立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に関する基本的な考え方について

教育委員会で「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート」を実施し、検討委員会ではこのアンケート結果を分析・考察して、「湯川村立小学校のあるべき姿についての報告書」（以下、報告書）をとりまとめました。

令和7年1月、教育長は検討委員会から報告書の提出を受け、その内容を村長に報告しました。報告書では、できるだけ早く小学校の統合に向けて取り組むよう期待すること、また、児童同士のあたたかな人間関係が深まるような教育活動を推進すること、各学校の教育課程を調整して交流学习等を計画的に実施すること、通学時の安全確保など、統合を進めるにあたって様々な要望がありました。

教育委員会は、報告書の内容とアンケート結果を分析しながら検討し、報告書が「本村が目指す小学校の姿を示すものとして適切である」と評価し、令和7年2月に村のホームページで全村民に公表しました。合わせて、これまでの経過や報告書をもとに教育委員会として「小学校を統合し、『小中一貫型の学校』を設置する」という案にまとめ、この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」を策定しました。

II 湯川村立小学校の現状と検討委員会における検討内容

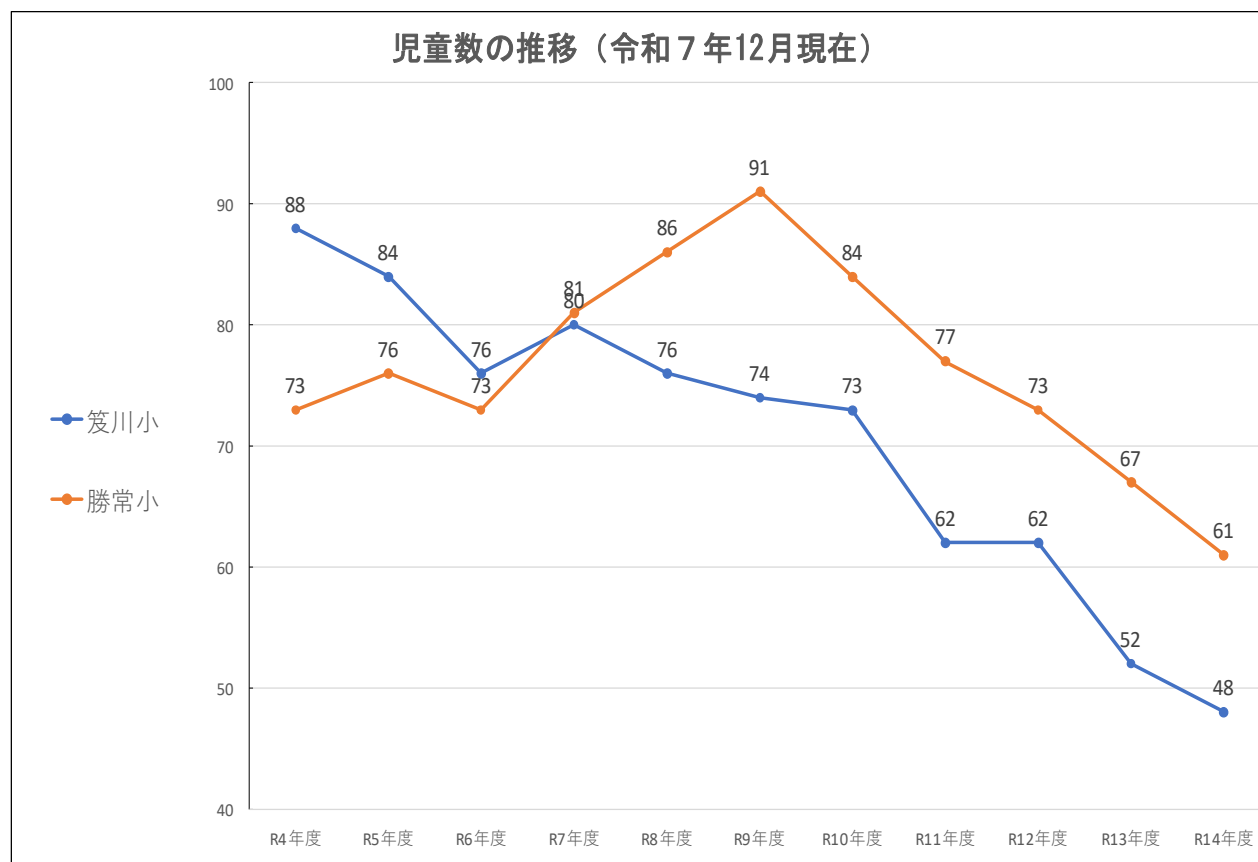
1 今後の児童数の推移

本村の児童数は長期的には減少していくものと見込まれます。

笈川小学校の児童数は、平成28年度の114人をピークに年々減少しており、令和7年度は新生児が11人、全校児童数が80人ですが、令和13年度には新生児が3人、全校児童数は52人と減少して行きます。なお、令和12年度には2年生と3年生の児童数が合わせて16人となり、複式学級※になる見込みです。

勝常小学校の児童数は、若者向け公営住宅の建設などの施策によりここ数年間は増加しており、令和9年度には91人となりますが、それ以降は減少に向かい、令和12年度には全

校児童数は73人、2年生と3年生の児童数は合わせて15人で複式学級になると見込まれています。



		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
筈川小	1年	11	15	10	11	12	10	11	5	11	3	8
	2年	14	11	15	11	11	12	10	11	5	11	3
	3年	15	14	11	16	11	11	12	10	11	5	11
	4年	13	15	12	11	16	11	11	12	10	11	5
	5年	14	12	15	12	11	16	11	11	12	10	11
	6年	18	15	12	16	12	11	16	11	11	12	10
	特別支援	3	2	1	3	3	3	2	2	2	0	0
	小計	88	84	76	80	76	74	73	62	62	52	48
勝常小	1年	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10	11
	2年	9	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10
	3年	15	9	13	13	14	16	17	14	7	8	11
	4年	6	15	9	13	14	14	16	17	14	7	8
	5年	16	6	14	9	13	14	14	16	17	14	7
	6年	11	16	6	13	9	13	14	14	16	17	14
	特別支援	3	3	3	3	3	3	2	1	0	0	0
	小計	73	76	73	81	86	91	84	77	73	67	61

このように、筈川小学校・勝常小学校共に、令和12年度には複式学級となる学年が出現

する可能性があり、児童の「学びの保証」の点で大きな課題となるだけでなく、複式学級を担当する教員の負担も大きくなります。また、学校全体としても、新たな教育計画を策定したり支援体制を整えたりすることが必要になります。

※ 複式学級；1年生を含む場合は2学年合わせて8人以下、1年生を含まない場合は2学年で16人以下のときに複式学級となります。

なお、2校が統合した場合の児童数は、下の表のようになります。(基準日;令和7年12月1日)

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
統 合 小	1年	27	29	24	18	13	22	13	19
	2年	25	27	29	24	18	13	22	13
	3年	29	25	27	29	24	18	13	22
	4年	24	30	25	27	29	24	18	13
	5年	21	24	30	25	27	29	24	18
	6年	29	21	24	30	25	27	29	24
	特別支援	6	6	6	4	3	2	0	0
	小計	161	162	165	157	139	135	119	109

* 令和8年度以降の児童数（特に特別支援学級の児童数）は、変わることが予想されます。

2 校舎等の老朽化

現在の湯川村立小学校は、昭和40年に建てられた笈川小学校の体育館、昭和50年代に建築された両校の校舎が共に更新時期を迎えようとしており、学校施設を効果的に整備していくことが求められています。また、湯川中学校においては、建築年数が33年で耐用年数内ではあるものの、生徒数の減少から全学年が1学級となっており、空き教室の有効活用等を含めて、中学校でも学習環境の整備について検討する必要があります。

これまで学校は地域の防災拠点の役割、学校と地域、地域住民の交流拠点としての役割を果たしてきました。今後、地域コミュニティの中心的役割を担う機能をどのように維持していくかが課題となります。あわせて、これまで学校は学校教育目標を達成するべく、地域と共に様々な教育活動に取り組んできました。各小学校の特色ある教育活動のよさや、保護者・地域の思いを十分に考慮し、地域の活性化を含めた利活用と「むらづくり」との連動について検討を重ねる必要があります。

3 検討委員会における検討内容

検討委員会では、計5回の会議の中で、「今後の湯川村の小学校のあるべき姿」について議論を重ね、この中で教育委員会が実施した「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート」の2つのアンケートの結果が示されました。

中学生以上の村民(2,661人)対象のアンケートでは、「統合して1つの小学校になることが望ましいのか」、「統合せずに2つの小学校がそれぞれ存続するのが望ましいのか」について、村民の皆さんの考えをお聞きした結果(回答者数788人、回答率29.6%)、76%の

方が「統合して1つの小学校になることが望ましい」との回答でした。また、この設問に関して自由記述をお願いしたところ、「登下校の不安」、「小中一貫型の学校への移行」、「笈川・勝常の地区にとらわれない学校」、「将来の学校像」に関するご意見を多くいただきました。

一方、小学3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート（対象児童数94人、回答率100%）では、「2つの小学校のままだいい」と回答した児童が53%と半数以上でした。

「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生までを対象にしたアンケート」では異なる結果となりましたが、検討委員会でアンケートの自由記述内容も含めて検討した結果、「1校に統合することが適切」であるという結論に至りました。

Ⅲ 報告を受けての基本方針

検討委員会からの報告を尊重し、教育委員会として基本方針を以下のとおりとします。

1 学校規模の確保（複式学級の解消）について

現在、笈川小学校、勝常小学校ともに各学年単学級ですが、令和12年度には笈川小学校・勝常小学校共に、2年生と3年生が複式学級となる可能性があります。複式学級では、児童の「学びの時間」と「学びの質」の保証が大きな課題となると同時に、教員にとっても身体的・精神的な負担が大きくなります。児童の豊かな学びを保証するとともに、教員の負担軽減のためにも、複式学級を解消できる学校規模を確保します。

2 児童の発達段階に応じた学習環境の整備について

小学生の発達段階である学童期は、集団での活動をとおして物事をやり遂げたり、努力を重ねて目標を達成したりすることで自己有用感や発達課題である「勤勉性」が育まれる時期です。多くの同年代の仲間や個性とののかかわりは、社会性を身につける上でとても重要です。児童が同じ年齢の仲間と勉強や運動、遊びをとおして切磋琢磨したり、お互いに個性を認めて励まし合ったり、さらには小学校と中学校の垣根を超えた幅広い異学年交流をすることができる環境を整えることが大切です。

3 地域と学校のつながりについて

世代を超えた方々にお世話になりながら様々な教育活動を推進し、「地域とともにある学校」を目指します。このことにより、児童は体験活動をとおして「この村で生きている」という感覚や「湯川村が大好き」という気持ちを育んでいきます。

笈川地区、勝常地区といった垣根を超えて「湯川村はひとつ」ととらえ、湯川村に伝わる行事や文化、歴史遺産等を活用し、湯川村の伝統を継承できる教育活動につなげます。

4 教員の資質・能力の向上について

教員に求められる資質・能力として、教員としての使命感や子どもに対する愛情と責任感、教科や生徒指導・教育相談に関する専門的知識や実践力、そして豊かな人間性や社会

性等があります。これらの資質・能力の向上のために、村教育委員会が主催する研修会を開催するとともに、外部の研修会に参加できるよう、情報の提供・共有を図ります。また、校内でも互いの資質・能力の向上を図ることができるよう、管理職を含めて日常的に相談や助言、意見交換が行われるような組織づくりに努めます。

5 2校存続を希望する児童の気持ちの重視について

小学3年生から6年生の児童へのアンケート結果は、2校存続を望む回答が53%と半数以上を占めました。このことから、多くの児童が「それぞれの学校で大きな不安や不満を抱えることなく学校生活を送っている」ことがうかがえます。また「人数が少ないほうが先生にたくさん教えてもらえる」、「人数が少ないほうがおちついて勉強や生活ができる」と考えている児童が多いこともアンケート結果から分かりました。児童は人数が多くなることに對して様々な不安を感じているのだと思います。

児童は、おちついた環境の中でたくさん学んだり、友だちと遊んだりしたい、先生にたくさん声をかけてもらいたいと願っています。児童のこれらの願いに応えることができるように、また、様々な不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童理解及び指導援助に積極的にあたり、湯川村の未来を担う児童を育てていきます。

IV 湯川村立小・中学校に関する基本的な考え方

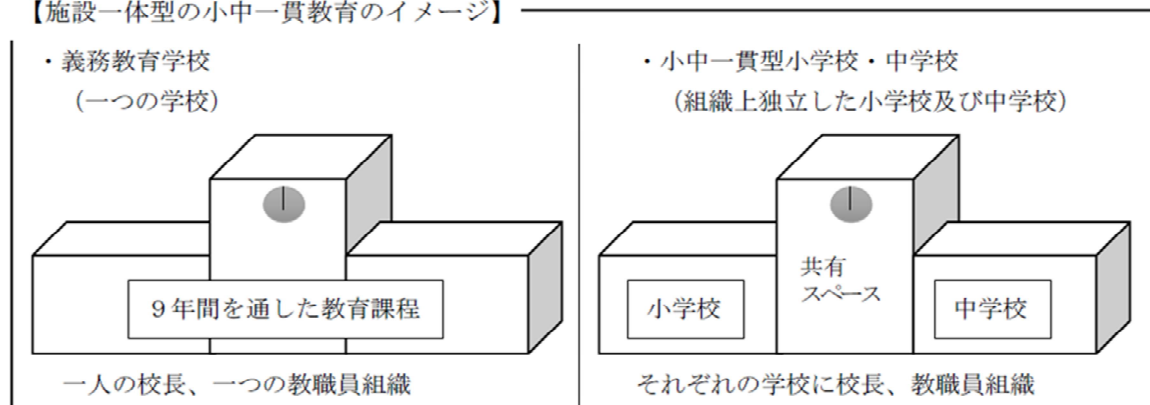
1 統合小学校の形態（一条校※の種類）について

本村が取り組んでいる「15年間をつなぐゆがわっ子育てプラン」の視点から、小学校の統合だけにとどまるのではなく「小中一貫型の学校」とします。一貫した教育理念を柱に9年間を見通した教育課程を編成して系統的な教育を実施するとともに、中学校進学時に生じやすい学習や学校生活上のつまずき（中1ギャップ）を予防します。

小中一貫型の学校の形態（一条校の種類）には、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」があります。学校の形態については、今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を検討いただき、教育委員会で決定していきます。

※ 学校教育法第1条に定められている学校。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校など、国が定める法的な基準を満たし、保護を受けている教育機関。

【施設一体型の小中一貫教育のイメージ】



2 学校の新設・改装について

村内の小学校をひとつに統合し、新たな校舎を整備するとともに中学校の校舎の一部を改装し、令和12年（2030年）4月1日開校を目指します。

前記「Ⅲ 報告を受けての基本方針」のもと「施設一体型の小中一貫型の学校」とし、次に記す「3 小中学校の施設について」に挙げる施設の整備・充実を図ります。本村の「保・幼・小・中の15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」を推進し、「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成と児童生徒の自己実現、地域活性化のために教育環境を整備し、本村教育の充実を図ります。

3 学校の施設について

- (1) 児童生徒、教員が互いに学び合える教育環境（教材・教具・ICT機器等）の充実を図ります。また、児童生徒がそれぞれの学校施設を互いに効果的・効率的に利用できるようにします。
- (2) 児童生徒、教員が過ごしやすく、ゆとりのある環境（休憩場所等）、脱炭素化に配慮した校舎を整備し、SDGsの意識化を図ります。
- (3) ユニバーサルデザイン化を推進し、多様性に配慮した校舎にします。
- (4) 校内に適応支援教室（SSR・スペシャルサポートルーム）や個別指導・相談に対応できる教室を設置するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

4 特色ある教育の創出について

本村での「保・幼・小・中の15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」の充実を図り、「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成と地域活性化のために、次の取組を推進します。

- (1) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働により、地域の伝統文化の継承や特色ある活動をととして、「湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成を図ります。
- (2) 英語教育、ICT教育および人間関係づくりの推進により、多様な考えに触れたり交流したりするとともに、地域資源を生かした郷土学習や湯川村に根ざしたキャリア教育を実践することにより、グローバル※な人材育成を図ります。

※ グローバル（地球規模の）とローカル（地域的な）を組み合わせた造語。「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する」こと。

- (3) 児童生徒一人一人の資質・能力を引き出し、伸ばし、「生きる力」を育むことができるよう多様な教育活動を展開します。湯川村ならではの教育活動を工夫・実践することができるよう、教員同士が互いに「授業づくり」や「学級づくり」、「学級経営」等についてアイデアを出し合ったり学び合ったりする機会を確保し、教育の質の向上を図ります。

5 教育課題に対する対応について

児童生徒一人一人がのびのびと自分らしさを大切に、安全・安心な学校生活を送ることができるように、以下の点について取り組みます。

- (1) いじめ・不登校のない学校づくりを行うこと。

- (2) 個別に支援が必要な児童生徒への配慮を行うこと。
- (3) 多様性への理解とよりよい人間関係づくりに向けた教育活動を行うこと。
- (4) 特別支援教育及びインクルーシブ教育※を推進すること。

※ 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に同じ場で学ぶという理念に基づく教育

- (5) 教職員の時間外勤務時間の削減など、労働環境の改善を図ること。

V 学校新設にあたっての配慮事項について

1 児童生徒に対する配慮

- (1) 児童生徒が学校統合・小中一貫型の学校の新設という大きな環境の変化にうまく適応できるように、児童同士・児童生徒同士の人間関係が深まるような交流活動等を工夫・調整し、計画的に実施します。
- (2) 児童の「たくさん学びたい」、「おちついた環境で生活したい」、「たくさんの友達と遊んだり競争したりしたい」という願いに応えることができるように、先生方の授業力や学級経営力の向上のための研究会や研修会を開催します。

2 通学に関する配慮

(1) 徒歩通学について

- ① 年間をとおして「安全な通学路」の確保に努めます。
 - 村当局、村交通安全対策協議会、PTA等と連携して「通学路点検」を実施し、要注意箇所 の把握・周知及び事故防止のための具体的対応をします。
 - スクールゾーン、歩道、横断歩道、カーブミラー、街灯の整備等について、村当局をはじめ関係機関と協議し、改善を図ります。
- ② 不審者による犯罪や交通事故の防止等のために、防犯教育・安全教育を行います。
- ③ 集団登下校の方法及び支援策について検討し、必要な支援をします。

(2) バス通学（スクールバス等）の導入について

- ① 登下校時の安全確保のために、通学距離が長い（概ね2 km 以上）児童は、スクールバスで通学できるようにします。

3 「むらづくり」政策との連動について

小学校統合とともに、本村の人口増、少子化対策、若者定住を図る政策を実施していく必要があります。本村の「むらづくりの基本理念」を柱とした取り組みを検討します。また、全国的な人口減に対応するため、自治体の枠を超え、近隣市町村と連動した移住促進政策等についても検討が必要となります。

地域の人と一緒に創る学校、地域コミュニティとのつながりを大切にした学校教育を推進することも重要です。（学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進）

I C Tを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」及び県の第7次総合教育計画が掲げる「学びの変革」や「学校の在り方の変革」に取り組みながら、湯川村ならではの魅力ある教育活動を展開する学校づくりを進めていきます。

4 統合後の跡地や建物（校舎や体育館等）の活用について

既存校舎の利活用について、村民の皆様の考えや意見を十分に踏まえながら、関係各課との連携を図り、その活用方法について検討します。

笈川・勝常の両小学校が、地域コミュニティの拠点として地域の活性化に貢献していたことを踏まえ、今後も地域の活性化につながる施設となるよう十分に検討していきます。

※ 以上「Ⅳ 湯川村立小学校に関する基本的な考え方」、「Ⅴ 学校新設にあたっての配慮事項」については、「統合小学校整備委員会（仮称）」及び「統合小学校開校準備委員会（仮称）」を設置し、詳細について検討していきます。

Ⅵ 開校までの進め方について

今後の進め方については、「統合小学校整備委員会（仮称）」及び「統合小学校開校準備委員会（仮称）」を設置し、基本方針に沿って具体的な検討を行いながら基本計画等を順次策定し、令和12年度の統合・開校に向けて、整備を行います。

・統合小学校整備スケジュール（案）

年度	統合小学校整備	新設準備
令和7年度	◇基本方針の決定	◇学校新設に向けた課題整理と検討
令和8年度	◇「統合小学校整備委員会（仮称）」設置 ◇基本構想策定 ◇文化財試掘 ◇基本計画・基本設計	
令和9年度	◇実施設計	◇「統合小学校開校準備委員会（仮称）」設置 〈組織（案）〉 ○学校部会 ○PTA部会 ○地域部会 ○事務局部会 等
令和10年度	◇新校舎建設工事	
令和11年度	◇開校準備	
令和12年度	◎開校	

◇統合小学校整備委員会（仮称）における主な論点

設置形態（義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校）、設置場所、基本構想・基本計画の策定に関すること等

◇開校準備委員会（仮称）における主な論点

学校経営に関する事項、具体的なカリキュラム、学校新設にあたっての配慮事項等

◇基本構想・基本計画の主な内容

基本構想：新設校の基本コンセプト、目指す児童生徒の姿、学校の概要（形態、教育課程編成の基本的な考え方等）等

基本計画：施設整備方針、施設整備計画（必要面積、整備予定地、概算事業費、必要諸室等）、事業スケジュール等

VII まとめ

笈川小学校、勝常小学校共に、現在の幼児数のままであれば令和 12 年度に複式学級が出現する可能性があり、また、校舎の老朽化が進んでいることから、統合に向けて早急に検討を進めていく必要があります。教育委員会では、これまでの経緯や検討委員会の報告を尊重して基本方針を策定し、第六次湯川村振興計画に反映させ、これからの湯川村を担う児童生徒にとって最適な「未来につなぐ教育環境」の整備に取り組んでいきます。

また、施設一体型の小中一貫型の学校をひとつの方向性としながら、そのメリット・デメリットや新校舎整備にかかる概算事業費等について、統合小学校整備委員会（仮称）で十分に検討し、教育委員会として基本構想・基本計画の策定を進めていきます。学校新設にあたっての配慮事項についても、統合小学校整備委員会（仮称）、統合小学校開校準備委員会（仮称）で検討していきます。

基本方針の策定過程においていただいた意見につきましては、第六次湯川村振興計画及びこれから策定に着手する基本構想・基本計画において、議論・検討を重ねて対応していきます。

保護者や地域の方々、学校関係者の皆様のご理解とご協力のもと、湯川村の児童生徒にとってよりよい教育環境の整備と教育の質の向上を図りながら、次の時代を担う人材育成に向けて邁進していきます。